平成25年第1回美祢市議会定例会会議録(その3)

平成25年3月15日(金曜日)

1. 出席議員

1番	猶	野	智	和	2番	秋	枝	秀	稔	
3番	坪	井	康	男	4番	俵			薫	
5番	馬唇	尼原	眞	_	6番	岡	Щ		隆	
7番	髙	木	法	生	8番	萬	代	泰	生	
9番	三	好	睦	子	10番	Щ	中	佳	子	
11番	岩	本	明	央	12番	下	井	克	己	
13番	河	本	芳	久	14番	西	岡		晃	
15番	荒	Щ	光	広	16番	徳	並	伍	朗	
17番	竹	畄	昌	治	19番	秋	Щ	哲	朗	

2. 欠席議員 1名

18番 村上健二

3. 出席した事務局職員

議会事務局長 石田淳司 議会事務局 岡崎基代

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 村 田 弘 司 総務部長 波佐間 敏 市民福祉部長 福 田 和 一 総合観光部長 藤 濹 和 昭 上下水道事業 久 保 毅 局 総務部次長 奥 田 源 良 総合政策部 佐々木 昭 治 企画政策課長 市民福祉部 原 功 杉 市民課長 教 育 長 永 冨 康 文 代表監査委員 三 好 輝 廣 東 総 合 藤 井 勝 E 所

議会事務局 岩崎 敏行

副 市 長 林 繁 美 総合政策部長 剛 田 辺 建設経済部長 伊 藤 文 康 会計管理者 古 屋 勝 美 総務部次長 倉 重 郁 総合政策部 篠 田 洋 司 長 次 総合政策部 末 畄 竜 夫 地域情報課長 総合観光部観光振興課長 綿 敦 朗 谷 病院事業 髙 橋 睦 夫 理 消 防 長 坂 文 和 田 芳 総 堀 洋 数 支 所

教育委員長部長 一四 前野 兼治 一四 前野 兼 計

病院事業局 管 理 部 長 建設経済部 大 建設経済部 商工労働課長

5. 付議事件

日程第 1 一般質問

 4
 三
 好
 睦
 子

 5
 山
 中
 佳
 子

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

- ○議長(秋山哲朗君) おはようございます。これより本日の会議を開きます。 事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。
- ○議会事務局長(石田淳司君) 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表(第3号)、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長(秋山哲朗君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表の とおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、坪井康男議員、俵薫議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

〇9番(三好睦子君) みなさん、おはようございます。日本共産党の三好睦子でございます。市民の暮らしを守る立場で質問させていただきます。

まず、初めに国民健康保険制度についてお尋ねします。

日本の医療制度はサラリーマン・公務員とその扶養家族は、健保・共済など被用者保険に加入し、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に、そしてと65歳から74歳までの障害者の方は国保か後期高齢者医療制度どちらかに加入をさせられます。

これらの制度に入らない自営業者、農林漁業者、年金生活者に医療を給付するのが国民健康保険です。最近は働いていて、健保に入れない非正規労働者の方も加入が対象となっています。このように国保は、他の医療機関に加入しない全ての住民に、医療を保障する制度です。

現役時代は健保や共済に入っておられた人でも、年金生活者になると国保に加入することになります。国保は誰もが一度はお世話になる医療制度であり、国民の3人に1人が加入する日本最大の医療保険です。

ところが、この大事な制度が、高すぎる国保料、国保税、保険証の取り上げ、滞納制裁などで、住民を苦しめているという事態が全国各地で起きています。

美祢市は昨年12月議会で国保税の増額が決まりました。

今回の国保税の負担増は、今日の経済情勢の中で、本当に厳しいものがあります。

今、国保制度は財政難で国保料値上げ、そのため滞納がふえる、また滞納がふえるから財政難といった悪循環に陥っています。こうした状況は、担当の方がデスクワークや加入者世帯を回られて、市民生活の現状に触れられ、市民の置かれている経済状況も、一番よくおわかりのことと思います。また、納税が困難な加入世帯に寄り添って、夜遅くまで納税相談に応じているとのことで、こうしたことが、美祢市の滞納による差し押さえの件数が少なくなっているのではないかと思われます。

平成23年度で、国保世帯は4,228世帯です。このうち滞納世帯が701世帯、資格証明書が17世帯、短期保険証が220世帯ということです。

このような状況の中で、今回の値上げはさらに苦しめることになります。今でも、 支払いのために預金を取り崩し、支払い続けてきたという人もいます。貯金すらな いという状況です。また働いていても、会社が健保に加入していなくて、会社員で も国保という方もあるでしょう。国保に加入できない状態になってしまって、無保 険者になるこということもあります。このような状況では、日本の国民皆保険制度 が崩れてしまいます。命を守るべき国保制度が、今は命を脅かすことになります。

私たち共産党が行っています生活相談の中に、家計を圧迫して生活費に困って消費者金融ローンに走ってしまった。初めは家計の足しにと、少しのつもりで手を出して、それが金利がかさみ、国保税の支払いよりそのほうが支払いに追われてしまう、どうにもならなくなったという相談もありました。

今日の経済情勢の中で、市民の家計は本当に苦しい状況です。失業した、自営業者でも収入が減った、農家では米を初め農産物の価格は生産費に追いつく価格ではなく、目減りしていく年金をつぎ込み営農をつないでいるといった状況です。

昨年の暮れに、保険料など出費が多くて、今晩の魚代がないという人にも会いました。仕事もなく目減りしていくわずかな年金生活で、生活保護以下の生活で、生活を切り詰めながら暮らしておられる方も少なくありません。

こんなとき4,228万円あれば1世帯当たり1万円の引き下げをすることができます。住民の暮らしを守るためにも、基金の一部取り崩しで税の負担を軽くする

ことはできないかなっと。こうすれば、少しでも暮らしを守ることができます。市はお金がない、財政難だとよく言われます。市民は、もっとお金がないのです。

基金の一部を取り崩して、税負担を軽くすることはできないでしょうか。お尋ね をいたします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- ○市長(村田弘司君) この件につきましては、先ほど三好議員もおっしゃいましたけど、昨年の12月議会において、詳しく説明を差し上げたというふうに思っておりますけれども、再度、一般質問という形でされましたんで、ここでお答え申し上げたいというふうに思います。

合併当時に国民健康保険の基金は、6億3,100万円ありました。ですから旧一市二町がもっておった基金を併せてもですね。これも御承知のように、医療費がどんどん高騰しておるということもありますし、その他もろもろの要因もあって、単年度、ですから一年一年の赤字額ですね、生じてきておったということです、その補填のために、平成23年度の出納閉鎖時の基金残高は2億5,668万6,000円だということですね。この24年度はまだ決算が出ておりませんけれども、さらにこの赤字額はふえて、そのその補填に回すという見込みになっております。このことは三好議員も十二分に御承知だろうと思います。

そのことを申し上げますと、この平成24円度も予算的には1億3,000万円の基金取り崩しをもってしないと、今の美祢市の国保は財政的に耐えられないということが予測されておると。そうすると最終的にこれは予算上の見込みですけれども、基金の残高が1億2,668万6,000円となるということです。ですから合併時に6億を超えておった基金が、この5年間で1億円代まで減ってしまったということ。ということは、毎年毎年の入ってくるお金と出ていくお金が、全然バランスが取れてないというのを御理解いただけると思います。

で、この基金の基準というのがあるんですよ。これは過去3ヶ年の保険給付費、ですから市民の方、国保に入っておられる方がお医者さんにかかられて、それに係る給付を行います、国保はですね。これの平均の100分の5以上という国が指針を定めております、これがあります。これをもとに計算をすると、この本美祢市に置ける保険給付費の3ヶ年平均は約24億3,800万円、大変大きな数字です。

そうすると、この指針に基づきますと、約1億2,200万円の基金が基準とい

うことになります。先ほど申し上げたように、もうすでにこの平成24年度末で 1億2,000万円代に基金が減る見込みであると。ひょっとするともっと減るか もしれません。で、そういうふうな現状があります。

今後も、医療費の増加が見込まれておるということですね、それと非常に大規模なインフルエンザが蔓延するとかですね、いろんなことが考えられます。その医療費というのは、計画してそのとおりにいくものでもありません。いろんな疾病が重なって起こるということ、そうすると極端に国保からお支払するお金もふえるということもおわかりになると思います。

こういうことに備えるためにも、現在の基金残高を維持していく必要があるということですね。そうすると、どういうことが言えるかというと、基金からの取り崩しを行って、それで税の引き下げを行うということは、避けなくてはいけない。それと先ほど三好議員が、市民の方の安全のため安心のためっていうことおっしゃいましたね、幾度かおっしゃたけれども、そのためにこの国保という制度があるということを御理解いただきたい。

この国保というのは、一番最初にできた当時の、どういう思惑か知りませんけれども、基礎自治体たる、市内、町内、村が経営しているんですよ。もっと財政地盤が大きければやりようがあるかもしれないけれども、非常に小さな自治体がその経営をやっておりますんで、万が一にもそれが破綻をしてしまいましたら、それこそ国保そのものが使えなくなる。そうするとお困りになるのは、市民の方々であることを十二分に三好議員もわかっておられると思うけれども、それを避けるために必死になってこの財政を経営しておるということで、税を上げたということが市民を苦しめる、国保に入っておられる方を苦しめるという目的ではなしに、市民にとって必要な国保だからこそ、それを堅調に維持をするために、申しわけないけれどもということで、昨年の12月議会に提案を申し上げて、議会のほうで議決を賜ったというふうに理解をしております。

以上です。

〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。

○9番(三好睦子君) それでは、市民はどうして暮らせっていうのでしょうか。 柳井市や山口市では、一般会計から繰入金で市民の暮らしと健康を守っています。 平成24年度補正予算で説明がありました。国からの交付金が予算以上にもらえ たので、ゆたかなまちづくり基金に積み立てたと報告がありました。このままでは 何の医療保険にも加入しない無保険者がふえるのではないでしょうか。国保は医療 のセーフティネットであり、加入しているのは、ほかならぬ市民ではありませんか。

働く人は協会健保や共済に加入していますが、仕事をやめた、失業したなどで収入がなくなった途端に、4倍から5倍もする国保に入らなくてはなりません。家計を圧迫することはわかりきっています。

まず、増税しないためにも一般会計からの繰り入れはできなかったかと思うのです。今回の国保税で、激変緩和ということで納付の月数が変更がありましたが、これでは解決になりません。

一般会計から法定外繰り入れで、税負担を軽くして、市民の健康を預かる市としての当然の責任だと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- **〇市長(村田弘司君)** 三好議員、只今の御質問ですが、基金から出すことがだめな ら、今度は一般会計からということですね。そういうことですね。

ただしこの一般会計もちゃんと予算が成立をしないと、とても繰り出せないということも御理解を賜りたいですね。まあそれは置いといて、国民健康保険事業の運営財源は原則として法に定められた公費ですね、公の費用です。それから御自分で入っておられる方が払っていただく保険税によって、賄われておるということです。この公費であります法定負担には、国それから県等からの負担金のほかに、一般会計から負担するものがあります。

先ほど柳井市とか言われたけども、美祢市もちゃんと国保会計に繰り出しております。出しております。内容としては、保険基盤安定制度による負担金。これは例えば、今何遍もおっしゃったけども、収入の低い方が入っておられるとおっしゃったが、その収入が低い方にとって税負担が大きくならないように、ある一定の基準を持って税負担を下げるために、一般会計からお金を繰り出しております。ですから国保税を払ったがために食べていけないっていうことが起こらないように、それをやっておるということ。

それから安定化支援事業といいまして、これは負担金なんですが、これも繰り出します。これは先ほど申し上げたように、国保というのは市民生活にとって非常に大切なものですから、国保財政を安定させるために繰り出してます。

また、担当職員の人件費などもですね、国保に入っておられる方のお金で、中でも払っていただけるのは大変申しわけないということで、一般会計から繰り出しておる。それから、国保に入っておられる方が出産された場合、一時的に大きなお金がかかります。この辺についてのお金も負担金という形で出しております。

ですから大変に広範囲にわたって一般会計から繰り出しを行って、国保を支えて おるんですけれども、これはやはり無秩序に繰り出してしまいましたら、実はそれ を支えるべき一般会計が破綻をしてしまうということにもなりかねません。

そうすると国保に入っておられる方だけではなしに、市全体の財政が破綻をしますと、いつも例え話に出しますが、北海道の夕張市のようになってしまうということになります。それは避けるべきですから、一定の自信を持って繰り出しておるということです。

国は財政援助的な一般会計繰り出しは、この繰出基準に係る経費のとき、行うべきではないというように言ってます。本市ではこの基準にのっとって、一般会計から国保会計へ繰入額を定めておりまして、国保税を引き下げるための繰り入れということは、一般会計からすれば繰り出しですけれども、これは行っていないということですね。

ですから税を下げるということは、実を言うと一般会計から繰り出すということは、市民全体からその負担をお願いするということになりますんで、国保っていうのは非常に大切なもんですが、そのことだけを考えて市というのは運営できませんから、非常に大きな高いレベルのバランス感覚を持って経営する必要があります。このことも御理解をいただきたいと思います。

一般会計からの法定外繰り入れは、市の財政運営にも大きな影響を与え、国保の被保険者以外の市民の方にも負担をいただく、これは申し上げたとおりです。一般会計の状態を含めて、慎重に考えていく必要があろうかというふうに考えてます。 以上です。

〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。

○9番(三好睦子君) 今、一般会計の繰り入れが入れてると。そして法定内繰り入れだと。市民の暮らしを守るため、やはり法定内ではなく、法定外繰り入れで対処していただきたいと思うのです。保険料の負担を軽くするために、そうした工夫もしていただきたいと思います。

そして減免制度があるのですが、そうした減免制度の周知徹底がされているかど うかについてお尋ねします。

減免制度には法定減免と申請減免とがあります。こういった制度があることを知らないで、周知がされないまま納付書を受け取ったときに、そういった制度を知らないために、収入より高い国保税になってしまったということもあります。

そうした中で、先般の美祢広報の中で、国保税率が変わるということが記載されていましたが、減免制度があることが知らされていないように思いました。もし私が見落としたら悪いのですが、見た限りではありませんでした。

今まで仕事をしとって、収入がなくなったと。そして収入がないのに四、五倍もする国保料はやっていけないと。何とかならんのかなと。そういったことも受けますので、まずはそういったときは確定申告を忘れずにしてくださいと、よく言ってるんですが、そうしたことも、きちんと減免制度があるということと、そうした税の申告もしっかりということを私たちは伝えています。

そしてですね、そうした減免制度の中で、厚労省の保険局の国保課が通知しています。離職者に係る保険税の減免水準とかいうのがあります。こういったことも軽減制度で通知されているかどうかということもお尋ねします。そして、法定減免では自治体が対象者に自動的に減額していますが、申請をしないと適応されないのではないかと思うのですが、この申請はされているのでしょうか。お尋ねします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 福田市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(福田和司君) 先ほどの三好議員の質問の中で、非自発的失業者に係る保険税の減免措置についてということの処置ということだろうと思いますが、これにつきましては、美祢市のホームページのほうに、そういった雇用が本人の意思にかかわらず企業側の意思により退職等なった場合のケースについての減免措置について、前年度所得を100分の30%で計算する形で、保険税の試算をするという形での減免という形の制度を、行っておりますことにつきまして、ホームページにおいて周知をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。
- **〇9番(三好睦子君)** はい、わかりました。

それで国保税、今ホームページでと言われましたが、皆々ホームページ見ている

わけではありません。パートで働く人たちなんかもう1個ではなくて、2個、3個とトリプルで働いている人もおられます。寝る間を惜しんで働いている方もおられます。そういったときホームページを開いて見るっていうことは、まず無理だと思います。

国保税の算定通知を送るときに、減免制度のチラシも一緒に封筒に入れて送って はどうでしょうか。そういった工夫をされるかどうかお尋ねいたします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 福田市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(福田和司君) 只今の三好議員の御質問でございますが、保険税につきましては、いろいろな免除制度、こういったものがそれぞれのケース、所得を含めて、家族構成こういったものに含めてそれぞれ違っております。また制度についても、人によって対象になる場合、ならない場合、いろんなケースがございます。ですので、以前も申し上げておると思いますが、まずは納付の相談を初めとしまして、窓口対応で制度の説明なり個々の事例に応じた対応等を、平素から行っておりますので、まずは窓口に来て相談にいただきたいと思っております。

また、今後の広報などを通じまして、制度の周知につきましては、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。

以上です。

- ○9番(三好睦子君) 私がお尋ねしますのは、国保税の通知書を送るときに、今人 それぞれ違うと、そして対象も違うと、中身も違うと言われました。だから国保税 の通知を送るときに、その方にこういった減免制度がありますよっていうのを同封 してはどうかと、そういうふうな対応ができないかと聞いていますので、お願いい たします。
- 〇議長(秋山哲朗君) 福田市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(福田和司君) これまでも、それぞれいろんな制度がありますということは、周知はさせていただいております。今三好議員言われますように、そういったより具体的な制度の周知ということについても、これまでもやっておりますが、その辺に配慮した形で、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。
- 〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。

○9番(三好睦子君) 市役所から来た封筒で、そんないい知らせがあれば、あっすばらしいと、市役所からいい通知が来たと喜んで、やっぱこういったことも必要ではないかと思います。

次に、福祉医療費助成制度の利用者は資格証明書の発行除外ということになっていますが、こういった場合18歳までの子供さんには保険証が届くんですが、19歳以上の障害者や子供さん、一人親家庭の負担を軽くする福祉医療費助成制度で、この今のこういった制度の利用で、保険証を持っていることが前提なんですね。それでこの保険証がないと、国保証がないと今の制度が利用することができません。こういった家庭は、こういったときに、窓口でとめ置きになっていないか、そして保険証はこうした家庭にきちっと届いているかどうかをお尋ねいたします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 福田市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(福田和司君) 福祉医療費の助成制度の利用者は資格証明の発行除 外ということについての御質問ではないかと思います。

議員の御質問は、国保税の滞納があるため、国保の被保険者証のかわりに交付する資格証について、この交付対象は福祉医療の需給ができないことから、福祉医療助成制度利用者を資格証明書の発行対象者から除外してほしいということだと思います。

このことにつきましては、この資格証明書は医療機関で受給等をされる場合に、 医療費を全額自己負担としていただき、後日申請により自己負担の差額を払い戻す など給付についての制度を受けることになるものでございます。

この資格証明書の交付につきましては、美祢市国民健康保険被保険者資格証明書 交付要綱で定められておりますが、この交付対象から除外をする者に、先ほど質問 のありました、福祉医療費助成制度利用者は規定をされておりません。

しかしながら現在、資格証明書につきましては、その滞納状況によりまして慎重 に対応をいたしております。福祉医療費助成制度利用者における現在交付対象者は ございません。

被保険者の皆さんが必要な医療費を受けれるよう、保険証等は被保険者の方全員 に交付することを原則として取り組みを行っておりまして、滞納がある方でありま しても、納付の相談に応じていただければ、全て交付いたしております。

今後もこの方針を基本としていくこととしておりますので、先ほど市長が申しま

した国保の安定的な経営も含めて、それぞれの状況に応じて、市として最大の対応 をしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。
- ○9番(三好睦子君) ありがとうございました。

本当に国保会計が苦しいのは、国からの負担金が当初より半減しているためです。 これをふやすように、国に求めていくことも大事です。市長さんは全国市長会でしっかりと国に伝えていただきたいと思います。

そして、次に移らせていただきます。

次は、空き家の問題で、自治体の取り組みについてお尋ねいたします。

先般NHK総合テレビでクローズアップ現代で空き家が町をむしばむというタイトルで空き家の状況が放映されていました。

その内容は、空き家の解体費用が1軒当たりおよそ70万円かかり、その費用を 捻出するのが大変だということでした。空き家は過疎地だけではなく、高齢化が進 む都市部でも急増しているということでした。中でも深刻なのは、撤去が進まない 背景には所有者を特定をすることが困難なことや、更地にすると固定資産税が数倍 に跳ね上がる、こういった税制上の問題もあると指摘していました。

建物は公共物は当然のことですが、私物、自宅ですね、自分の家といえども土地と建物は、公共性を持つ社会的財産です。空き家の増加が進み、やがて廃屋になっていくことは、都会も田舎もなく全国の自治体が困っている課題です。

空き家になり放棄されている原因としては、六つの要因が考えられます。

まず、相続が争いになって誰も手がつけられない。

2番目としては、所有者が遠隔地の都会に住んでいて管理ができない。

3番目として、Uターンの計画もないのに老後の備えとして相続をしていた。

そしてまた4番目として、老後の備えの資産として不動産を所有していたが換金 性がなく、高齢になってもそのままになっている。

5番目としては、相続放棄がされたが、財産管理人の選任の手続きがなされなかった。そしてそのまま廃屋になってしまったと。

六つ目は、独居老人が施設に入ったまま留守の状態で管理がされていない。 などが原因ではないかと考えられます。 このように放置されて廃屋となった空き地の近隣は、防災、防犯、衛生面での悪化で、市民生活を脅かす事態が発生しているのではないかと思われます。他県では、空き家から出火の事例もあります。

美祢市では環境条例が、第24条で土地及び建物の所有者に指導、助言、勧告を、そして、第25条では措置命令が出せるようになっています。第27条では危険建物と枝や雑草の繁茂についての住民の通報を制度を決めていますが、この条例では、空き家の解体や撤去はできません。住民から崩壊の恐れのある空き家にも通知を受けても、自治体は私有財産だからと、住民の求める安全対策に応えにくいのが現状ではないでしょうか。

建築基準法第10条では、自治体が所有者に対して著しく危険な建物の撤去を命じることができるようになっていますが、具体的な手続きの規定はありません。国 士省はこのままでは自治体が対応に困るので、自治体が実効的に対応できる方策が 必要としていましたが、抜本的な対処方法は示されないままです。現状をこのまま 放置できないとして、独自に対応に乗り出す自治体もふえています。

そうした中で平成25年、16都道府県の31市町が、そして県内では下関市、 宇部市、萩市、防府市で、空き家等管理条例が制定、もしくは施行されている、そ して随時ふえているように聞いております。

埼玉県所沢市では、この条例では空き家等の適正管理に対する条例で、空き家の 放置による外壁落下や倒壊事故、犯罪、火災発生を防ぐとするもので、管理が不十 分な空き家の所有者に適切な措置をとるよう勧告、命令を行い、従わない場合は所 有者の名前と住所を公表するという規定も盛り込んだのがありました。

また、千葉県では千葉市火災予防条例の設置で、空き家の侵入防止、周辺の可燃性の物件の除去など、火災発生防止として行われているようです。

最終的に条例に基づく建物撤去の行政代執行を定めている自治体もありました。 条例に基づく建物撤去の行政代執行を定めている自治体では、こうしたときの撤去 費用は所有者に請求をされます。

また、資力がなくて解体工事ができないという事例もある中、空き家の解体、除 去費を助成して、所有者に建物撤去を促す自治体も報告されていました。

弁護士や建築士らで構成する第3者の機関で、老朽家屋等審議会を立ち上げ、危 険な家屋の調査も必要かと思います。 国では、住宅政策の住生活基本計画、2011年につくられ5年ごとに見直しを しています。空き家の再生や除去が盛り込まれています。2011年3月に国土省 も発表した中古住宅・リフォームトータルプランでは、新築中心の住宅市場からリ フォームによる住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅の流通により循環利用 されるのストック型の住宅市場に転換するとしてあります。

美祢市でも空き家を改修し、人口定住のために積極的に利活用されてはどうでしょうか。また、解体が必要な空き家であれば解体がスムーズに行えるように、空き家の実態と住民の意識調査を始めるなど、美祢市空き家等管理条例の制定の法整備など取り組みが迫られているのではないかと思いますが、この2件についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- ○市長(村田弘司君) まず1点目としまして、空き家の利活用ですね、この対策について。

本市では、空き家等の有効利用と定住促進による地域の活性化を目指しまして、 平成20年6月1日から、空き家等情報バンク制度を整備をいたしております。で すから新しい市になりまして、私が市長になってすぐこれをつくるように命じたん ですが、まあ空き家バンクがあります。現在まで市内外の方々に対しまして、空き 家についての情報提供を行っておるところです。

この空き家等情報バンク制度は、空き家を貸したい、または売りたいという家屋 所有者の登録情報を、御本人の希望とか了解を得まして、市のホームページを通じ て公表するものでありまして、空き家を買いたい借りたいという利用希望者がいら っしゃれば、希望者を登録するとともに、その希望者により詳しい情報を提供し成 約に結びつけようというものです。

これは、二つ私目的がありましてね、先ほど三好議員がおっしゃったように、人が住んでおられない無人のお宅が大変ふえておるということ、これをどうにか、空き家ばっかりで人がおられないという現象が見えてましたんで、私が市長になる前からもう危惧しておったんです。そこをどうにか外部から来られて住んでいただけないかというのがありました。ですから、それが朽ち果てていって危険も及ぼすとか景観にも影響がある、それが1点。それともう一つは、定住促進につながるということで、UターンIターン等ですね、その辺の動機づけに結びつけたいというの

がありました。でこれやってます。

また、空き家等情報バンク制度の利活用を図るために本市では、空き家等情報バンク制度活用応援事業補助金を、平成23年度、このバンク制度をつくった翌年度です、平成23年度、24年度の2ヶ年事業として創設をいたしまして、空き家等情報バンク制度により、成約した方が市内事業者により行う家屋改修ですね、借りられた方がその建物を改修されたいという方がいらっしゃったら、その改修に携わる事業者が市内の事業者であれば、補助対象経費の2分の1、まあ10万円ですか上限として補助しております。

次に、2点目の廃屋の対策についてですが、まず美祢市内の空き家の状況です。 平成20年の住宅・土地統計調査では、住宅総数が1万1, 720戸、そのうち16. 1%、1, 890戸の空き家があります。これ若干データが古いですから、これはさらに空き家がふえておると思います。また、そのうち21. 7%の410戸が腐ったり破損しておるということで、空き家率では全国及び山口県平均より、やや高い状況にあります。

建物の適切な管理は、まず所有者等によりましてなされるのがべきというのが大原則ですね。これは三好議員が先ほどおっしゃったとおりです。しかし所有者の中には、市外に居住をされておられる方も多くいらっしゃるという現実がある。また、企業の倒産などで放置されたり、所有形態が複雑であったり、建物管理の責任の所在が不明瞭な場合も多々あります。適正な管理がなされていないのが現状というのがあります。

こうした廃屋の行政処分として、建築基準法において建物等の建築物の除去等の措置をとることを勧告し、次に措置命令を行い、この命令に従わない場合は行政代執行というのがあるんですが、これを行うこともできますが、私有財産――わたくし有ですね、私有財産の処分に公金を投入するということの是非、ですから個人が持っておられるものに皆さんの税金から使ってそれをすることに、いいかどうかという議論がまずあります。是非があります。それと財政面での課題。また手続きや時間的問題などから直ちにこのことに対応するということは、非常に難しい問題を含んでおります。

このことから他の地方公共団体においては、先ほどおっしゃったですね、廃屋対 策条例などを制定をいたしまして、建物所有者に対して、廃屋化の防止に対する意 識の高揚に少なからず効果があるという事例もあります、全国的に見ればですね。

こうした廃屋対策条例では特に危険な建物について、所有者に指導、助言、勧告を行い、必要に応じて立ち入り調査を行ったり、また勧告等に従わない場合は氏名等の公表ができるというようになっております。

しかしながら、建物そのものを除去したりするっていうことまでは、立ち入ったことはできないということですね。強いお願いをするということになりますけれども、その条例ですね。廃屋の問題については、行政がどこまでかかわるべきかと明らかでないと、先ほど冒頭おっしゃったですね、建築法では一応あるけれども、具体的なことが全くないということで、その辺が明らかになってないということや、財政面や運用面などで、まだまだ多くの課題がございます。

市民への危害を未然に防ぎ、安全で安心して暮せるまちづくりを進めるため、今 後条例の制定などをもって、されに検討を行ってまいりたいと。

この一貫として、秋芳洞、広谷商店街の、今は営業されておられないかつての商店ですが、まあ危険ということで、前を危険防止をするための措置をいたしました。それとシャッターが非常に景観を損ねるということがありますんで、美祢高の生徒の方々に御協力を得てあれをですね、逆に市内外から来られた方におっと思わせるような、美祢市のいろんな特徴をとらまえたデザインでペインティングするということも、今やっております。これは間もなく完成いたしますけれども、いろんなことで市としても対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。
- ○9番(三好睦子君) ありがとうございました。

それで空き家条例が早くできるよう、そして皆さんのお願い、制定について取り 組みをお願いいたします。

3番目として、秋芳洞の観光客におもてなしの提案をしたいと思います。

私は月に何回か広谷の商店街を訪れています。提案ですが、広谷の商店街はバス 停までが通路にもなっていますが、さっさと駐車場に行く道にするのではなく、安 らぎの提供ができるような、ゆっくりと楽しんでいただけるようにならないかと考 えてみました。

往復2キロの洞内を歩いて見て帰ってこられた観光客の方は、足が疲れていられ

るのではないかと思うのです。店先に体を休めてもらう椅子があるといいと思うのです。椅子は3人か、4人でかけられるような長椅子でもいいでしょうし、しゃれた洋風の椅子、また丸太の木の椅子、竹でつくった椅子など、趣向を凝らしながらつくっていくと話題にもなり楽しいのではないでしょうか。もちろん、椅子は通行の邪魔にならないように、置く場所も考えていただきます。

これに座って疲れた足を休めてもらう。お疲れでしたね、とお茶のおもてなしをして、お疲れでしたでしょう。お茶をどうぞ。洞内はどうでしたかと声をかければ、観光客の皆さんとの声が直接聞くこともできます。今後の参考にもなる意見も聞くこともできるかと思います。そして店内には、おもてなしをしたお茶を展示します。お客様からさっきのお茶はどれだったの。これはごぼう茶の若返りにいいのよ。とかびわ茶は健康にいいのよ。とか会話も弾んでお茶も買ってくださることでしょう。

お茶は弁天の水、焼けの河内の水でも、半田弁天の水もありますが、美祢市で名が売れているのは弁天の水だと思います。この水で入れたことをアピールした、お茶、ごぼう茶、びわ茶など、無料でお茶のサービスをしてはどうでしょうか。

店の一角で郷土料理の、いとこ煮、ぜんざい、そばがき、ごぼう麺など、夏でしたら冷やしたコーヒー、シャーベット、アイス、米の粉の冷やしだんごなど、そして竹串で焼きながらの鱒の塩焼きなど、喫茶感覚でおもてなしはできるのではないかと思います。冬ならば、そばまんじゅうなど、それも蒸しながらできるところを見てもらうのもいいかと思います。秋芳の自然薯を使ったかるかんのようなおまんじゅうもいいのではないかと思います。鱒も竹串に刺して焼きながら実演販売です。これらは価格は300円ぐらいで、余り高くないほうがいいかと思います。300円ぐらいだったら食べてみようかという、手が出て気になって食べていただけるのではないかと思います。

また、名水の販売もいいのではないかと思います。市内の名水をペットボトルで商品化してはどうでしょうか。数年前までは、水を買うなんて考えもしませんでした。しかし、今や健康志向で、よい水は人気があります。ケース単位で買っておられる家庭もあります。最近見たのですが、岩国の錦町の水もありました。美祢市でも商品化できると思ったのです。水利権の方々ともよく御相談されて、商品化に向けて予算をつけるなどして、名水を全国にアピールしていただきたいのです。

このように、広谷商店街は通路ですけど、少しでも長い時間楽しく過ごしてもら

えるように、演出が要るのではないかと思ったのです。

夏には、秋芳洞の入場券入口場所の向かって右側ですが、足湯のような感覚で秋 芳洞からの水に浸って、疲れた足を浸して自然を楽しんでもらうというのはいかが でしょうか。

そして、日よけや雨よけのアーケードがあればいいと思ったのですが、これは消防法で難しいのではないかとの意見がありました。広くスペースのある場所には、 日よけになる大きな傘があると、ゆっくりしてもらえるのではないかと思います。

私が実際、秋芳洞を見学して思ったことです。水に触れてみたいと思いました。 足が疲れたので休みたいと思ったのです。座るところがない、ああ疲れた、さっさ と車に乗って帰りたいと思ってしまったのです。

私が勝手に提案しても、商店街の方たちや水利権をお持ちの地元の方々の御意見が一番大事です。よく相談をいただいて、話がまとまれば予算をつけていただきたいのです。いくつか提案を申し上げましたが、御意見をお伺いいたします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- **〇市長(村田弘司君)** 三好議員、私は意見を言うつもりはありませんけども、まあ 回答という形でお話をさせていただきましょう。

今のおもてなしの件ですね、平成23年3月に策定いたしました、美祢市総合振興計画におきまして、基本理念を観光立市をめざす、おもてなしのまちというふうに大きくうたっております。この観光振興を図るうえでこのおもてなしというのは、基本的かつ大変重要なことというふうに思っています。これは私も議員と同様の考えです。

恐らく市民の方々皆さんが思っとられるでしょう、おもてなしというのは本当に すばらしい言葉、日本人がつくった非常にきれいな美しい言葉だろうと思っていま す。これをもって市内外の方また国外の方々を来ていただくようにするというのは 非常に大切なこと。

おもてなしは、まずソフト面とハード面、両方の面があります。憩いの場の提供、 それから訪れやすく回遊しやすい環境整備等、多種多様な方法がある。今三好議員 ね、いろいろなアイデアをおっしゃいましたね、いろんなことがあります。恐らく 100人の方にお伺いをしたら、100人の方がさまざまなことを言われるでしょ う。いろんな方策があると思います。 現在、美祢市の主要観光施設であります秋吉台、秋芳洞の中心部であります広谷 商店街との意見交換会を定期的に開催をいたしまして、情報を共有することで、お 互いの認識を深めるように努めてまいっているところであります。

また美祢市産業振興推進審議会観光振興専門分科会におきまして、このおもてな しということに関する人材育成、それから魅力ある観光地の形成、観光資源の認知 度向上など、観光振興にかかわる現在の課題が、非常に深く広く今議論していると ころです。大切なことですからやらなくちゃいけないことですね。

さらに、本年4月、美祢市観光協会が法人化をされます。先日設立総会が開かれましたけれども、4月に正式に一般社団法人美祢市観光協会として、毅然として立ち上がる、いいですね。組織強化が図られるということになってます。これは私の念願の望みでもありましたし、本当に皆さん方によく努力していただいたと思っています。このことから観光振興に関する中心的役割を担っていただきまして、美祢市総合観光振興計画の基本理念であります観光立市をめざす、おもてなしのまち実現の一翼を担っていただけるものと、大いに期待をしているところです。

いずれにいたしましても、おもてなしは行政のみならず市民、観光事業者及び観 光関係団体等が協働しなければ、築き上げられるものじゃないんです。よって今後、 今以上に連携を強化をいたしまして、多角的なアプローチにより、おもてなしの具 現化を図ってまいりたいと思います。一度は訪れたい観光地、そして一度訪れられ た方は二度、三度、四度と訪れてみたい、リピーターになっていただきたいという こう大きな思いも持ってやっております。

ですから三好議員、今いろんなアイデアを出されてお願いしますとおっしゃったけれども、三好議員も議員の立場として、今後具体的に、例えば水利権のこととか今おっしゃいましたけれども、いろんな調整とか必要なんですよ。ですから物事というのは口に出してぽんとしゃべることは簡単です。しかし物事を成そうとするときには、いろんなことを丁寧に丁寧に整理をしていって、そしてものは具現化します。その過程において、やはり市議会議員である三好議員もですね、まあほかの議員の方にもお願いをしたいんですが、そのプロセスをどうか協力をいただいて、地元の方々の御理解が必要なときには、その地元の方々の調整役に回っていただくとか、市の一方的な思いだけではなしに、我々は一生懸命聞こうと思ってますから、そのことを調整していく行為とかですね。ですから市には言うちょったよというこ

とだけでなしに、その大きな役割を市会議員の方々は担っていただく必要があろうかと思います。これはこちらからのお願いです。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 三好議員。
- ○9番(三好睦子君) はい、わかりました。

私もいろいろ提案してまいりたいと思います。そして秋芳洞、広谷を、そして秋吉台、美祢市の観光発展させるためにも、今言われましたように100人は100人の方の意見があると。だからお茶とかでもてなして、お客さんとの会話で広めていきたいと、できたらと思うので、そういった提案をさせていただきましたので、これからも頑張りますが、市のほうもよろしくお願いいたしまして、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長(秋山哲朗君) この際、暫時11時10分まで休憩をいたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

- ○議長(秋山哲朗君) 休憩前に続き会議を開きます。
 - 一般質問を続行いたします。山中佳子議員。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

〇10番(山中佳子君) 純政会の山中佳子です。一般質問順序表に従い、一般質問 させていただきます。

まず、区長の役割と自治会と行政との連携について、お尋ねします。

第1次美祢市総合計画の中の基本構想において、協働のまちづくりが謳われています。その中には自分たちの地域は自分たちで支えるといったまちづくりが重要となり、そのためには、住民と行政が一緒になって考え、役割分担を明確にしながら、地域の問題解決に取り組む、協働のまちづくりが重要視されていますとあります。

合併後もうすぐ5年が経過しようとしていますが、合併時2万9,800人近くいた人口は、今年2月現在2万7,615人と2,200人減少しています。このような人口の減少、少子高齢化、ますます進む過疎化に不安を覚える人は少なくないと思います。

そこで質問ですが、協働のまちづくりを進める上での今までの進捗状況と、住民 にとって最も身近な自治組織である区について、区長の仕事と地域での役割を行政 はどのように捉えられているのでしょうか。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- ○市長(村田弘司君) それでは山中議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。 今おっしゃったように、本市の人口は合併以降減ってきております。これは、本 市のみならず、全国のいわゆる中山間の市においては顕著にあらわれているという ことで、一方では東京のようなところには若い人が集中しておるという、非常にア ンバランスな不均衡な今日本の人口動態があるというふうに認識をいたしておりま す。

この少子高齢化の進展、それから若年層が市外に出ていってしまうということ、 そして従来これによって行われてきた地域の活動、それから冠婚葬祭を含めた集落 の機能が低下をしてきておる。冠婚葬祭をみんなでやるというのは、日本人が持っ ておる非常にすばらしい習慣だろうと思っていますが、それをしたくても維持でき ないというふうなことが、今現実に起こっているということですね。

この辺をどうにかしようという思いは、非常に強く持ってます。これは交流拠点都市を私はつくっていこうと言ってますけれども、これは市の活性化に結びつけて、どうにかその人口流出に歯どめをもたらしたいという私の強い思いから、今この大きなテーマをと掲げておるわけですが。このことによって、先日もやりましたけれども、市長と語る未来創造まちづくり座談会の開催をして、直接市民の方々の言葉をね、御意見をいろいろお伺いしました。全市の全ての公民館単位で行ったところです。

それから市民総社会参加活動などの市民活動への参加意識の啓発、それから美 祢・美東・秋芳の各地域ごとに設置をしております、地域審議会の開催を通しての 市政への参画機会の創出、それから地域住民の意見聴取など、ともに働いていかな いと、ともに考えていかないと、この市の先はないというふうに思ってますので、 実施可能なところから着実にその進捗を図っておるというところです。

本美祢市では、現在、区長として実は431人の方々がいらっしゃるということですから、大変たくさんの方に区長をしていただいて、御負担、御苦労をおかけしておるというふうに思っています。

市から区長の方に対しまして、美祢市区長設置条例に基づきまして、文書、広報 紙等印刷物の配布、その他行政上の連絡、各種調査及び申告書等のとりまとめなど の職務をお願いをしておるということですね。条例どおりの職務行為ですね。

その他、ほとんどの区長の方々は、それぞれの自治会組織の代表者といたしまして、さまざまな課題における調整役を果たしておられることと認識をいたしております。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- ○10番(山中佳子君) 今回、私がこのような一般質問をするということで、同僚 議員と話しておりましたところ、ちょっとよくわからない、何でこのような問題が 起こるのかというふうなお話もありました。

各地区における住民相互の連携、自治会組織にはかなりの温度差が見られ、順番制で区長を選ぶ地域もあれば、選考委員会などを開いて地域のリーダーを決め、しっかりと自治組織が確立している地域もあります。また五、六軒の区もあれば100軒以上の大きな区もあります。

私は前回の一般質問において、災害時の避難場所についてお尋ねしました。地域 防災に対する意識の高揚、定着など、地域住民が安全・安心して暮らせ、そして快 適で文化的な生活をしていくためにも、今この時期こそ、地域のつながりを強め、 みずからの地域はみずからで守り、互いに支えあうことができる組織づくりを考え る大切な時期に来ていることだと思います。

自治組織の充実や地域コミュニティの育成を、行政としてどのように図っていく かお尋ねします。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- ○市長(村田弘司君) 山中議員が今おっしゃいましたけども、400を超える区があるということで、それぞれの地域、自然環境とか戸数とかいろんな環境が違いますんで、その選定方法、また運営の仕方等については、いろいろあるということは認識してます。またそれがあって、当たり前だろうという認識もありますね。

地域コミュニティの発展と、それから自治会組織の充実には、地域を牽引をする と言いますかね、そういうふうなリーダーシップ[®]を発揮される存在というのは不 可欠だろうというふうに思いますし、一方では地域コミュニティの育成のために、 行政の支援も必要だろうというふうに思っております。

ですから共助の部分と公助の部分は、ともによくかみ合っていかないと、このことは解決できない。解決っていうのはなかなか難しいでしょうね。よりベターな方向に行かないだろうというふうに思ってます。

このため本市では、厳しい財政状況ではありますけれども、平成23年度、ですから今山中議員がおっしゃったようにね、今やらなくちゃという意識は私は非常に強いんですよ。冠婚葬祭を含めてこの地域地域、ですから日本で言えば美祢市なりいろんな市でも町でもいいです、これが破綻をしていくということは、日本全体がだめになるっちゅうことですね。

美祢市で言えば、それぞれの集落が集落機能を失ってしまいましたら、その美祢市の中でも、日本と同じように周辺部の、特に山間のほうから起こってまいりますから、そこを見過ごしてしまいましたら、市全体がこう疲弊化していって、市として成り立たなくなるということは十分認識してます。

それで平成23年度に、ふるさと応援未来創造交付金事業というのをつくりました。これは全国でも例がないものですね。私が発案をしました。地域力をみずからの手でもう一度自信を持ってつくり出してほしいということの思いを持って、この交付金事業を創設したわけです。そして諸課題に対応するため、地域の住民の方々、組織が主体的に事業を実施をされるということを想定をして、交付金を交付しておるということですね。

その結果、平成23年度には14地域において、また平成24年度には2地域が 取り組みを開始され、いきいきサロンの開催、それから地域拠点施設の整備をされ た。また、地域活動の参画意識向上のいろいろなことをやられたということで、そ の地域やられたところは、以前に比べて随分その結束強化が図られて、地域振興に かかわる、我々がしないとだめなんだよと、意識が、萌芽が芽生えて、今一生懸命 やっておられるというふうに思っております。

さらに平成24年度からは、地域住民組織が提案をする公共性・公益性の高い新たなまちづくりに対しまして、交付金を交付しようということで、地域力発揮まちづくり創生交付金事業、これも今のふるさと応援未来創造交付金を発展させたものです、これも美祢市しかありません。ですからいろんなこと考えてます。これはやから、地域の住民の方から発案型ですね。この地域力発揮まちづくり創生交付金事

業を創設をいたしました。

地域発の提案型のまちづくり事業に、今年度1地域ですけれども、やってみようということをおっしゃられた地域がありまして、事業採択をされ、もう取り組みを開始をされてます。非常にすばらしいことですね。なかなか自分たちで考えて自分たちで手を挙げてやっていこうというのはね、できないんです、やれるようで。やられたっていうことは、すばらしいことと思ってます。

このように本市では、積極的に地域コミュニティ育成について取り組んでおります。これは私は他市に比べて非常にアクセスの仕方というか、行政からのチャレンジの仕方っていうのは強くて大きいだろうと思ってます。先ほど申し上げたように、こういうふうな交付金事業、他市ではやっておられませんから。うち独自のものですから。各地域における住民相互の連携を図っていただくために、これらの制度を十分に活用していただきたいというふうに思ってます。

いずれにいたしましても、自治会組織とは、一般的には同一地域の居住者の方々が、自分たちの社会生活を自主的に運営をしていくためにつくる組織であるというふうに言われております。そういうことから、市民の皆様方におかれましては、よりよい地域づくりへの積極的な御参画をお願いをしたい。そういうふうな思いがあれば、行政はできる範囲内で一生懸命支援をさせていただこうという覚悟で今やってますんで、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- 〇10番(山中佳子君) 先月中旬、私の所属しております総務企業委員会は、自治 基本条例の制定に取り組んでいる鹿児島県いちき串木野市に、研修視察に行ってま いりました。

この条例は主権が市民にあることや、情報の共有、市政への参画、協働など市政 運営の基本的なルールを定める条例で、自治体の憲法とも呼ばれているということ でした。

いちき串木野市においても美祢市と同様、第1次総合計画において基本方針として、市民と行政のパートナーシップによる共生・協働のまちづくりを掲げ、市がめざす協働の相手は個人ではなく、市内の地区ごとに構成する地域自治組織を中心とした組織としています。

面積は美祢市の4分の1、人口は3万5,000人余りと美祢市とほぼ同じ規模の町で、このような自治組織の充実、再編を図り、地域の問題解決や活性化対策を 模索している状況は、私たちの町も大いに参考にするべきところがあると思います。

美祢市においても第1次美祢市総合計画の基本計画の中で、まちづくり条例等の制定、合併に伴い設置された地域審議会を通して、地域住民の意見を市政に反映するとあります。

3月議会初日にいただいた市長統合戦略局のイメージ図の中にも、地域ニーズを それぞれの総合支所や地域審議会を通じて、上に上げていくような組織図になって います。しかし、地域ニーズを集約し、地域の要望をまとめ上げていく足腰の強さ は小さな区の集団の中では生まれようもなく、地域は疲弊していくばかりです。ま た、大きな災害が起こった場合、一つの区では対応できない事態も予想されます。

行政主導のもと、今市内にある431の区の再編を含め自治組織の再構築をし、 それぞれの地区の特性や実情に応じた自主的なまちづくりを後押ししていただきた いと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。

○市長(村田弘司君) 先ほど言われた自治基本条例とは、市民と行政との役割、あるいは市民の権利と責務などを明確にするということですね。ですから権利もあるけど責任があるということです。住民みずからがまちづくりにかかわる仕組みやルールを策定をするというものです。ですから、この条例をつくったからといってバラ色になるというものではありません。非常に大きな責任も生むということも議員は御承知でしょう。

本市におきましては、自治基本条例の制定には至っておりませんが、行政の役割である市民による市政への参画機会といたしまして、これまで各種審議会、市長と語る未来創造まちづくり座談会、これ先ほど申し上げた、これの開催、それから各種方針決定にかかわるパブリックコメント制度などの実施をしております。また、合併協議によって設置をされました、それぞれ3地域の地域審議会におかれましては、毎年、総合計画の進捗状況を報告するとともに、地域の意見を頂戴をしておるところです。

市といたしましては、地域ニーズをより詳細に市制へ反映をさせるために、新年 度から機構改革も計画をしております、先ほどおっしゃった市長統合戦略局ですね。 今後とも引き続き地域審議会のお力添えを頂戴いたしたいと考えております。

今、議員が提案をされた、地域の足腰を強靭にするため、行政区の再編、それから自治組織の再構築ですがこれには、これは行政のほうから市のほうからA区、B区、C区をあなた方一緒になりなさいよということでいくもんじゃないんですよ。逆に無理やりそれやっちゃいますと、A区とB区は基本的なあり方が違う、地域のあり方が違う、これを無理やり一緒にしてしまうと、非常に逆に力をそがれるということがありますから、山中議員の今おっしゃりようでいくとですね、行政がそれをやりなさいよとも聞かれんこともなかったですが、実は住民の方々がみずからのこととして、例えば隣の地区とこういうふうな形で協働、協力したいから、行政のほうにそのサポートをしてほしいということがあれば、我々は喜んでそのお力添えをしたいと思います。

先ほど申し上げた交付金事業、いろいろな今美祢市独自にやってますけれども、 それを促すために今やってるということを、先ほども説明したから、もう山中議員 おわかりでしょうけれども、そういう形で本当に足腰の強い、本当に自治ができる 組織ができたら、行政区ができたら、そのときには本来の自治会として機能される だろうというふうに思ってます。

また今後、行政区の、今申し上げた、再編とか自治会組織の構築とか、いろんな前向きな思いが地域にあるようでしたら、どうぞ私どものほうに御相談に見えたらいい。私はもう担当部署のほうも、待ってましたとばかりにお力をお貸ししますよ。それを待ってますから。ええ。まあそういうことです。

〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。

〇10番(山中佳子君) 市長のお考えはよくわかりました。

その地域に住む住民が、地域生活の向上のために自主的に自治組織をつくっていくことが本来の姿でしょうが、行政サイドの指導のもと、住民が市政や地域社会への関心を持つような方向性を打ち出していただくことをお願いしまして、地元に帰りましても市長の意向を皆さんにお伝えし、しっかり地域が頑張らなければならないということを、また話していこうと思っております。

それでは、次の空き家対策について、先ほど三好議員からも、空き家問題についての質問がありましたが、重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

今私はここに田舎暮らしの本という月刊誌11月号を持っています。

田舎の役場でいい家さがしという特集記事が組まれており、空き家バンク実施市 町村のアンケート結果が発表されています。

その中で2012年9月までの物件成約数の多い自治体ランキングで、萩市が59件で全国5位とベストテン入りを果たしています。さらにことしの2月末には7地域で89件が登録されています。少子高齢化、過疎化の進む萩市の現状は、空き家の増加に伴うこのような空き家バンクの登録件数からも想像できます。

美祢市としての空き家バンクの取り組み、施策についてお尋ねしたいと思っていましたが、先ほどの三好議員の質問でのお答えでよくわかりましたので、また、これが村田市長の施策の一つであったことがとてもわかりましたので、省略したいと思います。

次に、空き家バンク制度は、主に不動産業者が存在しない過疎地を中心に広がってきた取り組みです。自治体が地元住民から空き室、空き家等の情報の提供を受け、 移住交流者向けの物件を集中集積し、ウエブサイト等で物件情報を公開しています。

美祢市においても、先ほど市長も言われましたように、目につく空き家は多いのですが、誰も住まない家でも仏様があったり荷物があったりで、空き家バンクへの登録がなかなか進んでいない現状があると思います。また、仮に登録をしても、補修の手間と費用がかかるという面倒くささも、借主とのトラブルを考えるとなかなか一歩が踏み出せないという事情もあると思います。

市としては、ただ希望者からの申し込みを待つだけでなく、地域の実情に詳しい 方々からの正確な情報を収集し、もっと積極的な行動をとっていくべきではないか と思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(秋山哲朗君) 田辺総合政策部長。
- **〇総合政策部長(田辺 剛君)** 只今の地域の実情に詳しい方々から、もっと情報を とったらどうかという御質問でございました。

空き家情報バンク制度につきましては、平成20年度からの実施以来、本制度による成約の累計件数が22件ございます。このうち市外からの転入された方の件数が12件ありまして、これによって新たに35人の方が美祢市に住まわれております。

このようにこの制度は本市の定住促進策として非常に有効というふうに考えてお

りまして、今後この制度による成約数を増加させることが必要であるというふうに 考えております。そのためには良質な空き家の登録が重要だと考えております。し かしながら、建物が空き家であっても、所有者の方のいろんな事情によりまして、 賃貸や売却をされない場合が多いというのがまたこれも現状であります。

このため市といたしましては制度を、市広報それから有線テレビ等を通じて、空き家所有者を初め市民への認知度を上げ、空き家所有者からの登録の申請増加していただいて、それによって良質な空き家の登録を増やしていこうというふうに考えております。

今議員がおっしゃいましたように、地域の状況に詳しい住民からの情報提供ということでございますが、これは一方で個人情報の保護とのかかわりでデリケートなことも考えられますので、そいうこともクリアしながら、今後よりよい方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- ○10番(山中佳子君) 萩市の空き家情報バンクは、山口県宅地建物取引業協会萩支部の協力を得て、不動産情報の提供を行っていますが、全国的にも自治体と不動産業者が連携し、業者の取扱物件を紹介するケースもふえています。都市に住む人がさまざまな理由から地方に興味を持ち、移住される人たちにとって、もっと積極的に市と不動産業者が介在することによって、安心感も増すことだと思います。そのようなお考えはありませんでしょうか。
- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- ○市長(村田弘司君) 只今の件ですが、社団法人山口県宅地建物取引業協会のことをおっしゃいました。この社団法人ですねここと、それから社団法人全日本不動産協会山口県本部と、実は合併をしました年、私がだから空き家バンクをつくれというふうに制度化した直後ですね、20年の8月1日にこの二つと締結をしております。それがUJIターン者との住宅の確保に関する協定書を締結をいたしまして、不動産関係団体と市が相互に連携、協力を行うということにしております。

今後も、あらゆる情報を手に入れて美祢市の定住促進に結びつくこと、また空き 家がそこにお住いの方々に迷惑にならないような形になるように、一生懸命行政と して努めてまいりたいと思ってます。 以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- ○10番(山中佳子君) よく地域を活性化させるのは、若者、よそ者、ばか者だという言葉を耳にしますが、私たち地域住民にも、若者や他の地域から来た人を受け入れる心構えと、体制づくりが必要だと思います。地域に入ってこられた人たちには地域の行事や作業に参加してもらい、受け入れ側は温かく迎え、一緒にまちづくりをやっていくというお互いさまの精神が必要になってくると思います。

人口の減少に本当に歯どめをかけたいのなら、行政サイドはもちろん、住民ももっと考えなければならない時期に来ているのではないでしょうか。

市長のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(秋山哲朗君) 村田市長。
- ○市長(村田弘司君) 市でも県でもこれ全部一緒ですけれども、全部人がいて成り立っています。ですからいつも私言っておるのが、家ばっかり残っとってもその地域は何にも生まれませんよ。ですから行政体というのは、そこにお住いの方々の、現在お住いの方々の安全・安心を守るようにして、きっちり安心な上でお暮しをいただける環境をつくっていくことはもちろんですけれども、今、先ほど冒頭だったかなお話したように、今日本国においては地方はどんどん衰退しておる。で、人口が減っておる。しかしながらこれはもう定めだろうということであきらめてしまっては、どうしようもないという思いがあります。

だから、交流拠点都市を謳って、市民の方々、議会の方々と一緒にこの市をすばらしいものにしようということで今、動いているわけですね。そのいろいろな取り組みをしてますけれども、その取り組みそのものが、市外に発信されることによって、美祢市というのはおもしろそうだと。例えばですよ、こんな山口県だけじゃない、日本国で、でも言っても最も小規模な市がですよ、外国に事務所を開いてやるということすら考えられなかったでしょ。そういうことができるほどの力を美祢市はもっておるということを、また国内外に発信したかったんです。そのことによって美祢市はおもしろそうだということで、市外から、県外からこの美祢市に人が入ってきてくれることを願って今やっておるわけで、このことを今、山中議員、御理解賜りたいと思いますね。

ですから目先で何をしていくかということは、もちろんありますけれども、大き

な視点からその上で今何をなすべきかということも考えて、市長というのは行動しなけりゃならないし、市を変えなくてはいけませんので、そのことを御理解いただきたい。ですからあらゆる方策を通じて、私は今やっておる政策というのは、この美祢市の定住促進に全て結びつくということを念頭に置いて、そして交流拠点としたる美祢市が日本の中で凜として輝くということを願って、今やっておりますんで、御理解してください。

以上です。

- 〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- ○10番(山中佳子君) 市長の大きなお考えをお聞きすると、私の考えは非常に小さいように思いますが、先日テレビを見ていましたら、行ってくるよ、行っておいでという言葉を私たちはよく口にしますが、これは行ったら帰ってくるんだよ、行ったら戻っておいでという意味が含まれているのだと言っていました。

人口の減少が続く美祢市において、勉学や就職でこの町を離れる人たちが、戻ってくることはもちろん、新しくやってくる人たちも温かく迎える、そういう市民性も備わってくると、美祢市は気候もよく地震も少ない風土ですので、人口もきっとふえていくことだと期待できると思います。そして市長の大きなお考えとこれがマッチすれば、すばらしい美祢市になると思います。

それでは次に、美祢社会復帰促進センター生の社会復帰に向けた取り組みについて、お尋ねします。

平成19年、我が国初のPFI方式を採用した官民協働の刑務所として発足した 美祢社会復帰促進センターは、国と民間事業者のアイデアやノウハウを活用して受 刑者の更生を目指しています。

2月18日の朝日新聞に塀の中でIT資格と題して、受刑者が難関のIT関連の 国家資格に次々と合格しているという記事がありました。これは刑務所の運営企業 の一つが、教育の一つとして開いている講座の受講生たちが、難しい国家試験に挑 戦し合格しているというものでした。最初はITの知識がない人ばかりで驚くべき 結果だという、この会社の所長のコメントも載せられています。

そこでお尋ねですが、現在美祢社会復帰促進センターの中で行われている刑務作業・教育の内容について、また受刑者の男女別人数と、平均年齢についてお教えください。

- 〇議長(秋山哲朗君) 伊藤建設経済部長。
- **〇建設経済部長(伊藤康文君)** センター生の刑務作業・教育の内容の現状ということで、こちらのほうから答弁させていただきます。

センター生への刑務作業・教育の内容についての現状については、まず刑務作業の現状についてですが、平成24年4月1日現在で、刑務作業実施事業者は全体で29業者となっており、業種としましては自動車関連、耕作農業、IT関連、アルミ製品製造加工等となっております。このうち市内事業者については8事業者が参入されておりますが、企業名については非公開になっております。

次に、矯正施設の現状でございますが、絵本の読み合わせで家族の絆を見つめ直す絆プログラムや、野菜栽培を通じてコミュニケーション能力を高めるアグリプログラムのほか、被害者の視点を取り入れた教育、フィジカルエクササイズ、教科指導などが実施されており、一部では美祢市在住の方も指導されておられます。

質問にはございませんでしたが、関連として職業訓練というものもございますが、この現状としましては手話やボランティア啓発、情報処理技術、医療事務、ホームへルパー、ビジネス会計、調理、クリーニング等の訓練科がございます。市内の事業者や各種団体の方々が協力されておられます。

いずれにしましても、さまざまな形で美祢市の事業所や各種団体の方々がこの矯正事業に御理解をいただき、また携わっていただいておりまして、市としましても 非常に感謝しているところでございます。

併せまして、センター生の男女別人数と平均年齢について御質問でございますが、 入所者の人数が、平成25年2月末現在で、男性が369人、入所率73.8%です。女性が524人、併せて入所率が65.5%、合計で893人、入所率が全体で68.7%となっております。また、平均年齢につきましては、平成24年11月末現在で男性が36歳ちょうどですね。女性が39.2歳となっております。 以上が現状の報告でございます。

- 〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- **〇10番(山中佳子君)** ありがとうございました。

広島矯正管区によりますと、従来の木工や溶接などの刑務作業は、出所後の就職になかなかつながらないのが現状で、先ほど申しましたIT資格を取ることにより、この講座を受けた51人の出所者の大半はIT関連企業を中心に就職できており、

再び刑務所に入った受講生は現時点ではいないということでした。

今お聞きしまして、刑務作業・教育の内容も随分変わってきているなということ を感じております。

犯罪の根は心の問題もあるかもしれませんが、その人が社会の中で居場所があるかないかの問題ではないでしょうか。反省は1人でもできますが、更生は1人ではできません。出所後、再び刑務所に戻ってくることがないように、刑務作業・教育にもさまざまな工夫を凝らし、社会の中に溶け込めるような手助けが必要だと思います。

お隣の島根あさひ社会復帰促進センターでは、刑務作業の確保に当たっては、刑務作業の仕組みを地域活性化に生かし、また地域の力を借りながら継続的に作業を提供する体制を整えることを目的に、その一つとして地元梨園での援農等を実施することとされているようです。

今、美祢市内の第1次産業に従事する人たちは、高齢化はしていますが、農業に対するノウハウはすばらしいものがあり、梨園なり農業法人での農業体験は、出所後の再就職にきっと役立つことだと思います。職業の選択肢をふやすためにも、農作業の体験は貴重なものになると思いますし、地域住民や特に年はとっても農業に対する意気込みや執念をもっていらっしゃるお年寄りの生き方は、平均年齢も若いセンター生にとって、きっと更生の一助になることだと思います。

ぜひ、地域との共生を目指し、法務省への働きかけをお願いしたいのですがいか がでしょうか。

- **〇議長(秋山哲朗君)** 伊藤建設経済部長。
- **〇建設経済部長(伊藤康文君)** 刑務作業の確保ということで、地域活性化のため、 センター生敷地外の援農への期待はできないかということで、まず現在の状況を御 説明します。

美祢社会復帰促進センターが行われている、敷地外でのセンター生の活動、いわゆる構外奉仕活動の状況について説明させていただきます。現在の構外奉仕活動の実施状況は、実績といたしましては、地域貢献やセンター生の教育的な観点から月1回、男女を入れかえながら、仮釈放前のセンター生を毎月5名程度で、センター近郊の豊田前町1区にございます石屋形羅漢山磨崖仏休憩所において、清掃活動を実施されておられます。

この構外奉仕活動につきましては、以前はセンターの将来的な目標として、美祢 市全域での実施を上げられておられると聞いております。

議員御質問ございました、郊外での刑務作業については、美祢社会復帰促進センターでは、当初の計画の中で想定されてはおらず、地元説明会において、実施しないとの明確な回答をされていることや、経費面において当然のことながら予算化されておらないと想定されること、さらには昨年1月の広島刑務所逃走事故について、記憶に新しいところでございますが、この事故等を受けまして、やはり構外での刑務作業については慎重にせざるを得ないという状況であることから、実施に踏み切ることが困難な状況であると推察しているところでございます。

しかしながら、議員のお話にありましたように、中山間地域に位置し、高齢化が進む美祢市にとって、この構外での刑務作業を農業の振興策に役立てられるものであれば、六次産業の振興にも非常に御貢献いただけるものであり、若い方にも農業の大切さを十分に御理解いただける取り組みになると期待するところでもございます。構外での刑務作業については、ただ単に低コスト化や人手不足という企業が抱える問題を解決するための方策として捉えるだけでは、取り組むことは難しく、センター生の共生や更生に対する十分な理解と、センターと地域が一体となった取り組みが必要不可欠であると認識しております。

今後、市といたしましても、美祢市全域の中で、矯正施設に積極的に御理解、御協力いただける企業と地域が伴うところがありますれば、センターに対しまして、 構外での刑務作業の実施に向けて御検討いただくよう、要請も行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(秋山哲朗君) 山中議員。
- ○10番(山中佳子君) ありがとうございました。

美祢社会復帰促進センターは当初は迷惑施設として敬遠された時期もあったかと 思われますが、地元の方々や各団体の努力により、今では美祢市内に誘致された他 の企業と同様、共存共栄の道を順調に歩まれていると思います。

センター開設以来、地域の方々や、保護司、公正保護女性会、また議会、美祢市 も盆踊り大会や運動会、ソフトボール大会などを通じて交流を図ってきました。

きょう提案しました、刑務作業としての敷地外での農作業は、クリアしなければ

ならないいろいろな問題があろうかと思われます。

しかし、先ほど部長も言われましたように、中山間地で高齢化が進んでいる美祢市にできたこの施設の存在意義と1次産業とのかかわりは、本当に更生を目指している全国の矯正施設での刑務作業・教育に一石を投じることになると信じています。 美祢社会復帰促進センターのさらなる増設、増員とともに、法務省に働きかけていただきますことをお願いしまして、私の全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(秋山哲朗君) これにて通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。 ありがとうございました。

午前11時54分散会

- 34 -

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年3月15日